



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

621	生活保護法による指定介護機関の変更	(社会福祉課).....	1
622	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	2
623	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(").....	2
624	〃	(").....	2
625	指定自立支援医療機関の変更	(こころの健康推進課).....	2
626	救急病院の認定	(医務課).....	3
627	職業訓練指導員試験の実施	(労働政策課).....	3
628	保安林の指定解除予定の通知	(森林整備課).....	5
629	〃	(").....	6
630	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	6
631	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	6

○ 人事委員会告示

9	令和6年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験の実施	7
---	---------------------------------------	-------	---

○ 警察本部告示

4	射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム(X線マイクロアナライザー)貸貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	12
5	3D撮影・画像識別システム貸貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	14

○ 諸報

	入札公告	(警察本部).....	16
	〃	(").....	19

告 示

和歌山県告示第621号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年6月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社ヘルシーワーク	大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目2-7	幸生堂薬局	御坊市藤田町吉田627	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	主たる事務所の所在地	大阪府大阪市北区天満4-6-10	大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目2-7	令和6.4.1

株式会社ヘルシーワーク	大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目2-7	幸生堂薬局	日高郡みなべ町芝503	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	主たる事務所の所在地	大阪府大阪市北区天満4-6-10	大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目2-7	令和6.4.1
株式会社ヘルシーワーク	大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目2-7	幸生堂薬局	西牟婁郡白浜町日置981	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	主たる事務所の所在地	大阪府大阪市北区天満4-6-10	大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目2-7	令和6.4.1

和歌山県告示第622号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和6年6月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051800294	児童デイサービスペーネ	岩出市尼ヶ辻40-52階	児童発達支援 放課後等デイサービス	株式会社PLUCK	岩出市中島985番地の22	令和6.6.1

和歌山県告示第623号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年6月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011000514	多機能型事業所ぱる	橋本市小峰台二丁目10-2	就労継続支援A型	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	令和6.5.31

和歌山県告示第624号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和6年6月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011000936	はなのいえ	橋本市市脇一丁目1-25	就労継続支援B型	合同会社はな	橋本市紀見397-15	令和6.5.31

和歌山県告示第625号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定

により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和6年6月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
エバグリーン薬局橋本店	橋本市東家六丁目340-1	医療機関の所在地	橋本市東家六丁目343-2	橋本市東家六丁目340-1	令和6.5.24

和歌山県告示第626号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和6年6月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 名称 有田南病院
- 2 所在地 有田郡有田川町小島15番地
- 3 有効期限 令和9年6月10日

和歌山県告示第627号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和6年6月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 試験実施職種
別表に掲げる全ての免許職種
- 2 試験科目
指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。）
- 3 試験日時及び場所
 - (1) 日時 令和6年9月28日（土）午後3時から
 - (2) 場所 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ3階 第1会議室、第2会議室及び第3会議室
和歌山市北出島一丁目5番47号
電話番号 073-425-3335
- 4 受験資格
 - (1) 職業訓練指導員試験（指導方法）の受験資格は、次のア及びイの条件を満たすこととする。
 - ア 次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 職業能力開発促進法第44条第1項に規定する技能検定に合格した者であること。
 - (イ) 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条の2第2項又は第3項に規定する者であること。
 - イ 職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験及び学科試験のうち関連学科が免除される者であること。
 - (2) (1) の条件を満たす者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができない。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられた者
 - イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 5 受験の手続

(1) 受験申請に必要な書類

ア 受験申請書

イ 履歴書

ウ 本人確認書類（運転免許証の写し等）

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦4cm、横3cmのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載の上、受験申請書及び受験票（控）に貼付すること。）

オ 63円郵便切手 1枚（受験票の所定の欄に貼付）

カ 受験資格を証する書面（修了証明書、実務経験証明書等）

キ 4 (1) イに該当することを証する書面の写し

(2) 受験手数料

3,100円（和歌山県証紙を受験申請書に貼り付けるものとする。）

※受験申請書受付後は、受験手数料の返還は行わない。

(3) 書類の提出期間

令和6年8月5日（月）から同月23日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（郵便による場合は、簡易書留郵便によるものとし、令和6年8月23日（金）までの消印があるものを有効とする。）

(4) 書類の提出先

和歌山県商工労働部商工労働政策局労働政策課（以下「労働政策課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地（郵便番号 640-8585）

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合否判定の基準

満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

7 合格発表

令和6年10月10日（木）に合格者の受験番号を和歌山県ホームページに掲載するほか、県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者に対して合否を通知する。

8 その他

(1) 受験申請書は、労働政策課、各振興局地域づくり部地域づくり課、和歌山県立和歌山産業技術専門学院、和歌山県立田辺産業技術専門学院及び和歌山県職業能力開発協会に交付する。

(2) 受験申請書の郵送を希望するときは、切手140円分を同封の上、郵便により労働政策課に申し込むこと。

(3) 試験について不明な点は、労働政策課（電話番号 073-441-2800）に問い合わせること。

別表 職業訓練指導員免許職種一覧 123科

園芸科	縫製科	住宅設備機器科
造園科	和裁科	さく井科
森林環境保全科	寝具科	土木科
鉄鋼科	帆布製品科	測量科
鋳造科	木型科	建築物設備管理科
鍛造科	木工科	ボイラー科
熱処理科	工業包装科	クレーン科
塑性加工科	紙器科	建設機械運転科
溶接科	製版・印刷科	港湾荷役科

構造物鉄工科	製本科	化学分析科
金属表面処理科	プラスチック製品科	公害検査科
機械科	レザー加工科	木材工芸科
電子科	ガラス科	竹工芸科
電気科	ほうろう製品科	漆器科
コンピュータ制御科	陶磁器科	貴金属・宝石科
発電電科	石材科	印章彫刻科
送配電科	麺科	塗装科
電気工事科	パン・菓子科	広告美術科
自動車製造科	食肉科	デザイン科
自動車整備科	水産物加工科	義肢装具科
自動車車体整備科	発酵科	電気通信科
航空機製造科	建築科	電話交換科
航空機整備科	枠組壁建築科	事務科
鉄道車両科	とび科	貿易事務科
造船科	建設科	流通ビジネス科
時計科	プレハブ建築科	写真科
光学ガラス科	屋根科	介護サービス科
光学機器科	スレート科	理容科
計測機器科	建築板金科	美容科
理化学機器科	防水科	ホテル・旅館・レストラン科
製材機械科	サッシ・ガラス施工科	観光ビジネス科
内燃機関科	畳科	日本料理科
建設機械科	インテリア科	中国料理科
農業機械科	床仕上げ科	西洋料理科
縫製機械科	表具科	臨床検査科
織布科	左官・タイル科	フラワー装飾科
織機調整科	築炉科	メカトロニクス科
染色科	ブロック建築科	情報処理科
ニット科	熱絶縁科	フォークリフト科
洋裁科	冷凍空調機器科	建築物衛生管理科
洋服科	配管科	福祉工学科

和歌山県告示第628号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

令和6年6月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 解除予定保安林の所在場所 田辺市本宮町伏拝字浦地1373の1、1374の7、1374の8

- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第629号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

令和6年6月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷1056の2、1060の52から1060の54まで、1060の57から1060の59まで、1060の61、1060の65から1060の67まで、1060の69、1060の71（次の図に示す部分に限る。）、1060の72、1060の75、1060の77、1060の88
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第630号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和6年6月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第631号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和6年6月14日

和歌山県知事 岸 本 周 平

岩田地地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱6号から8号までを順次結んだ線、既設標柱5号と8号を結んだ線、既設標柱4号と既設標柱5号を結んだ線及び既設標柱4号と6号を結んだ線によって囲まれた区域を、平成20年12月26日和歌山県告示第1618号で指定した岩田地地区急傾斜地崩壊危険区域に追加する。この場合において、既

設標柱5号と8号を結ぶ線は市道との官民境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
6号	田辺市		本宮町本宮	坂町	1555番1	
7号	〃		〃	口赤井谷	1546番4	
8号	〃		〃	〃	〃	

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第9号

令和6年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験を次の要綱により実施する。

令和6年6月14日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和6年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分		採用予定人員	職務内容	採用予定時期	
警察官A	男性	5人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持	令和7年4月以降	
	女性	3人程度			
警察官B	男性	23人程度			上記警察官A男性又は女性の職務内容と同じ。
	女性	10人程度			

注 採用予定人員は、退職者の状況等により変更する場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。

試験区分		学歴・資格等	年齢及び性別
警察官A	男性	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和7年3月末日までに卒業見込みの人	平成4年4月2日以降に生まれた男性
	女性	イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	平成4年4月2日以降に生まれた女性
警察官B	男性	上記警察官A男性の受験資格に該当しない人	平成4年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた男性
	女性	上記警察官A女性の受験資格に該当しない人	平成4年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた女性

ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

(1) 日本国籍を有しない人

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

注 受験資格について不明な点がある場合は、和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和6年9月21日（土）	和歌山市 田辺市 新宮市	令和6年10月2日（水）に和歌山県警察本部のホームページに掲載する。

第2次試験	令和6年10月15日（火）及び、同月16日（水）から同月18日（金）までのうち和歌山県警察本部が指定する1日の計2日	和歌山市	令和6年11月5日（火）に和歌山県警察本部のホームページに掲載する。
第3次試験	令和6年11月14日（木）又は同月15日（金）のうち、和歌山県人事委員会が指定する1日	和歌山市	令和6年11月28日（木）に和歌山県職員採用情報サイトに掲載するとともに、合格者に通知する。

注 試験日及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目等	配点	内容
基礎能力試験 (択一式1時間) ※1	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 〈出題分野〉 【警察官A】 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識・時事、基礎英語 【警察官B】 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識、基礎英語
資格加点 ※2		別表に掲げる対象となる資格等を有する者又は当該対象となる資格等に合格した者の第1次試験の得点に加点する。
適性検査		職務遂行上必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、第2次試験及び第3次試験における面接試験の参考資料とする。

※1 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。基礎能力試験の内容は、警察官Aについては大学卒業程度、警察官Bについては高等学校卒業程度で行う。

※2 資格加点については、受験申込みの際に証明書の写しを添付の上、申請を行い、第1次試験当日に原本を提示した場合に限り、加点の対象とする。また、資格加点の対象となる資格等及び点数は別表のとおりとし、複数の資格等を有する場合は、最も高い点数のもののみを加点する。

なお、柔道の段位については公益財団法人講道館から、剣道の段位については公益財団法人全日本剣道連盟（令和2年9月15日までの間においては一般財団法人全日本剣道連盟）から授与されたものに限り、情報処理については平成13年度以降に実施されたものに限る。

別表

	対象となる資格等	点数
柔道及び剣道	3段以上	50点
	2段	40点
	初段	30点
語学（英語）	・ 実用英語技能検定1級 ・ TOEIC 900点以上 ・ TOEFL (iBT) 101点以上 ・ TOEFL (PBT) 607点以上 ・ TOEFL (CBT) 253点以上 ・ 国際連合公用語英語検定試験A級以上	50点
	・ 実用英語技能検定準1級 ・ TOEIC 700点以上900点未満 ・ TOEFL (iBT) 76点以上101点未満 ・ TOEFL (PBT) 540点以上607点未満 ・ TOEFL (CBT) 207点以上253点未満 ・ 国際連合公用語英語検定試験B級	40点
	・ 実用英語技能検定2級 ・ TOEIC 500点以上700点未満	

	<ul style="list-style-type: none"> ・TOEFL (iBT) 52点以上76点未満 ・TOEFL (PBT) 470点以上540点未満 ・TOEFL (CBT) 150点以上207点未満 ・国際連合公用語英語検定試験C級 	30点
情報処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ITストラテジスト試験 ・システムアーキテクト試験 ・プロジェクトマネージャ試験 ・ネットワークスペシャリスト試験 ・データベーススペシャリスト試験 ・エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・ITサービスマネージャ試験 ・システム監査技術者試験 ・応用情報技術者試験 ・情報セキュリティスペシャリスト試験 ・情報処理安全確保支援士試験 ・システムアナリスト試験 ・アプリケーションエンジニア試験 ・ソフトウェア開発技術者試験 ・テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験 ・テクニカルエンジニア(データベース)試験 ・テクニカルエンジニア(システム管理)試験 ・テクニカルエンジニア(エンベデッドシステム)試験 ・テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験 ・情報セキュリティアドミニストレータ試験 ・上級システムアドミニストレータ試験 	50点
	<ul style="list-style-type: none"> ・基本情報技術者試験 ・情報セキュリティマネジメント試験 	40点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ITパスポート試験 ・初級システムアドミニストレータ試験 	30点
財務	<ul style="list-style-type: none"> ・日商簿記検定1級 	50点
	<ul style="list-style-type: none"> ・日商簿記検定2級 	30点

(2) 第2次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接
体力試験	200点	職務遂行上必要な体力についての試験(立幅跳び、腕立伏臥腕屈伸、反復横跳び及び往復持久走)
論文試験 (1時間30分) 【警察官A】	200点 ※	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1,200字程度)
作文試験 (1時間) 【警察官B】	200点 ※	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験(800字程度)
身体検査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査(胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無及び聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。)

※ 論文試験及び作文試験の採点は、第3次試験で行う。

また、別途作成する本試験案内に令和5年度の論文及び作文のテーマを掲載する。

(第2次試験における身体検査及び身体精密検査の基準)

検査項目	合格基準
視力	裸眼視力が両眼とも0.6以上又は矯正視力が両眼とも1.0以上であること。
色覚	職務遂行に支障がないこと。
その他 (胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患等の有無及び聴力等)	職務遂行に支障がないこと。

注 上記検査項目のうち、視力については合格基準を下回る場合に、色覚及びその他については、いずれか一つでも職務遂行に支障があると認められる場合には不合格となる。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接

第1次試験の合格者は第1次試験の総合得点順に決定し、第2次試験の合格者は第2次試験の総合得点順に決定する。第3次試験の合格者は、第2次試験及び第3次試験の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目（第1次試験の適性検査を除く。）には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

また、資格加点については、基礎能力試験の合格基準を満たさない者には加点しない。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県警察本部ホームページの「採用情報」欄にある「試験情報」を選択し、「令和6年度第2回和歌山県警察官A採用試験・警察官B採用試験」の電子申請サービスを選択して画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和6年8月7日（水）までに和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和6年7月1日（月）午前10時から同年8月16日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「送信完了」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「送信完了」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された者でも採用されない場合がある。また、警察官に必要な適格性を欠くことが明らかとなったときにおいても、採用されない場合がある。採用候補者名簿の有効期間は、当該名簿が確定した日から原則として1年間である。

警察官Aの試験区分で受験した者のうち、大学卒業見込みで受験した者は、令和7年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、警察官Aの場合は6か月間、警察官Bの場合は10か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料等の月額はおおむね以下のとおり（令和6年4月1日現在）である。ただし、民間企業等の職歴、警察官Aで採用された者にあつては大学卒業を超える学歴、警察官Bで採用された者にあつては高等学校卒業を超える学歴その他の経歴に応じて次の表の給料等の月額より多い額となる。

試験区分	給料等の月額（地域手当を含む。）
警察官A	235,830円（大学卒業の学歴を有する者であつて、和歌山市を勤務地とする場合の額）
警察官B	204,645円（高等学校卒業程度の学歴を有する者であつて、和歌山市を勤務地とする場合の額）

このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇任

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」のメールを送信するので、当該メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間	情報提供の実施機関
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日の午後3時から1か月間	和歌山県警察本部
第2次試験	第2次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験及び第2次試験の総合得点及び総合順位		
第3次試験	第3次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験及び第2次試験の総合得点及び総合順位並びに第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位		和歌山県人事委員会事務局

10 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

(1) 和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

(2) 和歌山県警察本部警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110

ファクシミリ番号 073-423-0560

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム（X線マイクロアナライザー）賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和6年6月14日

和歌山県警察本部長 野本靖之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム（X線マイクロアナライザー）賃貸借業務

(2) 調達役務の内容

射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム（X線マイクロアナライザー）賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) この入札に係る機器賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から起算して過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とはアに掲げる要件を、同等規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。

ア 射撃残さ分析、法医学化学分析その他これに類する鑑定に使用する科学分析機器、測定機器、電子機器等について、リース又はレンタルを行い、かつ、保守点検を行った実績を有すること。

イ 予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

(6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

(8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

(9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

カ 誓約書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

ケ 2の（5）に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

コ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

（ア）障害発生時の連絡体制図を添付していること。

（イ）営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されていることが確認できる書類をもって、（1）のイからカまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、イ、カ、キ、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、これらの用紙は、令和6年6月14日（金）から同年8月6日（火）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、仕様書及びこれらの用紙については、同期間のうち和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年6月14日（金）は午後1時から午後5時まで）の間、5に掲げる場所で交付を受けることができる。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年6月14日（金）から同年7月3日（水）までの間に、和歌山県警察本部刑事部科学捜査研究所（以下「科学捜査研究所」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、令和6年6月14日（金）から同年7月12日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年6月14日（金）は午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵便による場合は、令和6年7月12日（金）午後5時までに、書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所

科学捜査研究所

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

メールアドレス e8104001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和6年7月22日（月）までに通知するものとする。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和6年7月25日（木）午後5時までに書面又は電子メールにより求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に定める場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和6年8月1日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県警察本部告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、3D撮影・画像識別システム賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和6年6月14日

和歌山県警察本部長 野本靖之

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達役務の名称
3D撮影・画像識別システム賃貸借業務
- (2) 調達役務の内容
3D撮影・画像識別システム賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係る機器賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から起算して過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とはアに掲げる要件を、同等規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。

ア 3D撮影・画像識別、法医学化学分析その他これに類する鑑定に使用する科学分析機器、測定機器、電子機器等について、リース又はレンタルを行い、かつ、保守点検を行った実績を有すること。

イ 予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

- (6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

カ 誓約書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

ケ 2の(5)に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から起算して過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

コ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

（ア）障害発生時の連絡体制図を添付していること。

（イ）営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

(2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、(1)のイからカまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、キ、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、これらの用紙は、令和6年6月14日（金）から同年8月6日（火）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、仕様書及びこれらの書類については、同期間のうち和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年6月14日（金）は午後1時から午後5時まで）の間、5に掲げる場所で交付を受けることができる。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年6月14日（金）から同年7月3日（水）までの間に、和歌山県警察本部刑事部科学捜査研究所（以下「科学捜査研究所」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和6年6月14日（金）から同年7月12日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年6月14日（金）は午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵便による場合は、令和6年7月12日（金）午後5時までに、書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所

科学捜査研究所

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

メールアドレス e8104001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和6年7月22日（月）までに通知するものとする。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和6年7月25日（木）午後5時までに書面又は電子メールにより求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に定める場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和6年8月1日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

諸 報

入 札 公 告

射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム（X線マイクロアナライザー）賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和6年6月14日

和歌山県警察本部長 野 本 靖 之

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
令和6年度から令和14年度まで
- (2) 調達役務の名称及び数量
射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム（X線マイクロアナライザー）賃貸借業務 一式
- (3) 履行期間
令和7年2月1日（土）から令和15年1月31日（月）までの間
- (4) 調達役務の仕様等
射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム（X線マイクロアナライザー）賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 納入場所
仕様書による。
- (6) 入札金額
月額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和6年和歌山県警察本部告示第4号に規定する射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム（X線マイクロアナライザー）賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間等

- (1) 場所
和歌山県警察本部刑事部科学捜査研究所（以下「科学捜査研究所」という。）

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

メールアドレス e8104001@pref.wakayama.lg.jp

(2) 期間

令和6年6月14日（金）午後1時から同年8月6日（火）午後5時まで。ただし、(1)の場所での備付けは、令和6年6月14日（金）から同年8月6日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年6月14日（金）は、午後1時から午後5時まで）

(3) 方法

和歌山県物品・役務電子調達システム及び(1)の場所での備付け

4 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。

ア 方法

和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の(1)の場所での交付。ただし、仕様書は3の(1)の場所での交付のみとする。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和6年6月14日（金）から同年7月3日（水）までの間に、科学捜査研究所に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

令和6年8月7日（水）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和6年8月6日（火）午後5時までに科学捜査研究所に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和6年8月6日（火）午前9時から同月7日（水）午前9時45分までの間に行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額（月額）に96を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額（月額）に96を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、科学捜査研究所の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で、5の（1）に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease and maintenance of examination device for Scanning Electron Microscope System equipped with gunshot residue analysis

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Wednesday 7 August 2024 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.

Tuesday 6 August 2024, Period for bids submitted by bidding system : from 9:00 a.m. Tuesday 6 August 2024 to 9:45 a.m. Wednesday 7 August 2024)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120

e-mail e8002001@pref.wakayama.lg.jp

入札公告

3D撮影・画像識別システム賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和6年6月14日

和歌山県警察本部長 野本靖之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和6年度から令和11年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

3D撮影・画像識別システム賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

令和6年10月1日（火）から令和11年9月30日（日）までの間

(4) 調達役務の仕様等

3D撮影・画像識別システム賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札金額

月額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和6年和歌山県警察本部告示第5号に規定する3D撮影・画像識別システム賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間等

(1) 場所

和歌山県警察本部刑事部科学捜査研究所（以下「科学捜査研究所」という。）

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

メールアドレス e8104001@pref.wakayama.lg.jp

(2) 期間

令和6年6月14日（金）午後1時から同年8月6日（火）午後5時まで。ただし、(1)の場所での備付けは、令和6年6月14日（金）から同年8月6日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年6月14日（金）は、午後1時から午後5時まで）

(3) 方法

和歌山県物品・役務電子調達システム及び(1)の場所での備付け

4 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。

ア 方法

和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の(1)の場所での交付。ただし、仕様書は3の(1)の場所での交付のみとする。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和6年6月14日（金）から同年7月3日（水）までの間に、科学捜査研究所に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

令和6年8月7日（水）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和6年8月6日（火）午後5時までに科学捜査研究所に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等

は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和6年8月6日（火）午前9時から同月7日（水）午前10時45分までの間に行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)と同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額（月額）に60を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額（月額）に60を乗じて得た額の100分の10以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、科学捜査研究所の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者を行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease and maintenance of examination device for 3D Image Identification System, including 3D scanning apparatus, 3D Image processing apparatus and software

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. Wednesday 7 August 2024 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m.

Tuesday 6 August 2024, Period for bids submitted by bidding system : from 9:00 a.m. Tuesday 6 August 2024 to 10:45 a.m. Wednesday 7 August 2024)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120

e-mail e8002001@pref.wakayama.lg.jp